

津市監査委員告示第9号

平成27年7月10日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年8月26日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成27年9月1日

津市監査委員 高 松 和 也
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 倉 田 寛 次

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、平成27年7月10日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 正 次 幸 雄

3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び平成27年7月29日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

市は、平成25年1月24日付けで一般社団法人津市観光協会（以下「協会」という。）を受託者とし、「海外誘客パンフレット作成業務」（以下「本件委託業務」という。）について委託契約（以下「本件契約」という。）を締結し、委託料（以下「本件委託料」という。）120万円を支出したが、本件委託料の支出は、次の理由により不当である。

ア 本件委託業務において、津市が委託した内容と、受託者である協会の仕様書に大きな違いがある。

イ 受託者である協会は、本件委託業務を行うにあたり、入札を行い、4者の中から2番目に高い額の事業者を選定した。

ウ 受託者である協会は、日本語と台湾語のパンフレットを各5千部、

- 合計 1 万部印刷した。(本件委託業務は、台湾語で 5 千部であった。)
- エ 平成 2 5 年 3 月 2 9 日付けで、協会から津市に提出された業務実績報告書に添付されている書類には、日本語と台湾語のパンフレットの表紙が印刷されたものが添付されている。
- オ 作成されたパンフレットの確認と管理が適正に行われていたかどうか疑義がある。また、パンフレットの管理に係る条項が、本件契約に係る委託契約書に記載されていない。
- カ 協会から津市に提出された、平成 2 4 年度津市観光協会事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)中、支出の受託事業の本年度決算額は、事業費の観光振興事業、受託事業の 1 4 万 7, 1 3 2 円である。収入の決算額には、受託事業収入として 1 2 0 万円が計上されている。(1 4 万 7, 1 3 2 円の事業支出で委託事業が完了していることとなる。)
- また、協会の平成 2 5 年度社員総会資料(以下「総会資料」という。)において、平成 2 4 年度一般社団法人津市観光協会収益事業会計収支決算書(以下「収支決算書」という。)の収入には、受託事業収入として、1 2 0 万円が計上されている。しかし支出には、何処にも受託事業という項目は無く、受託事業実施にあたっての支出がない。
- キ 総会資料の財産目録において、本件委託業務に係る未払金 1 3 6 万 8 0 0 円が記載されていることから、津市に報告された実績報告書における 1 4 万 7, 1 3 2 円の支出は、本件委託業務には関係のない支出と思われるが、実績報告書に受託事業 1 4 万 7, 1 3 2 円と記載したのは、津市の審査をすり抜けるため、意図的に協会が文書を偽造したものである。なお、実績報告書に添付された平成 2 4 年度一般社団法人津市観光協会収益事業会計収支決算書(案)(以下「収支決算書(案)」という。)と、総会資料における収支決算書には相違がある。本来同一の書類でなければならないものであり、このような相違は文書偽造の疑義がある。
- ク 平成 2 4 年度津市観光協会・津市補助金充前一覧表の収益事業会計の事業費には、協会に対して津市が支出を行った平成 2 4 年度津市観光協会事業補助金(以下「本件補助金」という。)が 1 5 3 万 8, 0 0 0 円充当され、観光宣伝事業は、全額補助金であることが分かる。観光宣伝事業の中に本件委託業務に係る委託事業費が含まれている

とすれば、津市が支出した本件補助金を委託事業の事業費に充当することとなり、委託料と補助金の2重取りである。

(2) 求める措置の内容

本件委託業務に係る不当な公金の支出及び財産の管理により、津市が受けた損害の回復等を求める。また、受託者である協会の刑事告訴と協会への今後一切の公金支出の取りやめを求める。

なお、請求人が求める津市が受けた損害の回復等について、当該損害の具体的な金額等は、本件請求書の中で必ずしも明確にされているとは言えないが、請求人の陳述によれば、損害の金額及び求める措置の内容は、津市は協会に対し、本件委託料の120万円について、契約違反のため利息を含め全額返還を求めるとともに、目的外に使用された補助金136万800円についても、利息を含め返還を求めるとのことであった。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を商工観光部観光振興課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

また、本件委託業務等に係る事実関係を把握するため、法第199条第8項の規定に基づき、協会が保有する本件委託業務等に係る会計諸帳簿、証書類等を調査した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、商工観光部観光振興課が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に係る事実

商工観光部観光振興課においては、平成25年1月24日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号を理由とする随意契約の方法による「海外誘客パンフレット作成業務委託契約の締結について（伺い）」を決裁し、本件契約は、本件委託料の金額を120万円として、同日付けで締結された。

商工観光部観光振興課においては、平成25年3月29日付けで協会から提出された業務実績報告書を収受し、同日付けで本件委託業務に係る業務完了の確認を行い、委託業務完了確認書を作成の上、同年4月18日付けで本件委託料の支出命令書が決裁された。

(2) 本件委託料の支払に係る事実

本件委託料に係る支出命令書は、協会から提出された本件委託料の請求書（請求金額120万円）、委託業務完了確認書が添付された上、平成25年4月18日に会計管理室の審査に付され、同月30日に本件委託料が支出された。

(3) 本件補助金の交付に係る事実

本件補助金は、津市商工業振興等関係補助金交付要綱（平成18年津市訓第152号）に定める「観光事業の振興を図り、産業経済の発展向上に資する。」を交付目的とし、協会に支出されたものである。

商工観光部観光振興課は、平成24年4月1日付けで、協会会長から「平成24年度一般社団法人津市観光協会事業補助金交付申請書」の提出を受けた。本件補助金は、協会の法人会計、公益事業会計、収益事業会計の3会計の事業に対し、合計5,350万円の交付申請がなされたものであるが、本件監査請求で請求人が本件委託料に係る収入及び支出が含まれていると主張する収益事業会計について、協会から津市への補助金申請額は450万5,000円であり、また、当該補助金交付申請書には、収益事業会計に係る補助金の充当先として、事業費130万円と管理費648万1,000円に補助金を充てることが記載されていた。

本件補助金に関し、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「補助金規則」という。）第4条に基づき本件補助金の交付決定をするため、平成24年4月1日付けで「平成24年度津市商工業振興等関係（津市観光協会事業）補助金交付決定について（伺い）」が決裁された。

平成25年3月31日付けで、商工観光部観光振興課は協会会長から

実績報告書の提出を受けたが、本件補助金のうち、収益事業会計に係る部分の補助金について、当該実績報告書には、事業成果として「別紙のとおり」と記載されており、別紙として収支決算書（案）が添付されていた。また、当該実績報告書には、事業成果に係る収支決算が記載されており、収益事業会計に係る補助金450万5,000円について、当該収支決算において、補助金の充当先として、事業費168万4,494円と管理費614万9,650円に補助金を充てたことが記載されていた。

当該実績報告書の提出を受け、補助金規則第13条に基づき本件補助金の交付すべき額を確定するため、平成25年3月31日付けで「平成24年度観光協会事業補助金の交付確定について(伺い)」が決裁された。

2 結論

監査の結果、本件監査請求は、適法な監査請求であるとは認められないものと判断した。

したがって、本件監査請求に係る財務会計行為については監査の対象とすることはできないものとした。

3 結論に至った理由

法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、これらの行為又は怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

そして、違法又は不当な財務会計上の行為について、同条第2項は「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したとき」は、正当な理由がある場合を除き「これをすることができない」と定められており、この期間制限の趣旨は、たとえ違法・不当な財務会計上の行為であったとしても、これをいつまでも監査請求あるいは住民訴訟の対象になり得る状態に置くことは、法的安定性を損ない好ましくないためであるとされている。
(昭和63年4月22日最高裁判所判決)

そこで本件監査請求についてみると、本件監査請求は平成24年度に津市が締結した委託契約及び平成24年度に津市が交付した補助金を対象と

して措置を求めているものであるが、本件委託料の支出命令日は平成25年4月18日、支払日は同年4月30日であり、また、本件補助金の交付確定日は同年3月31日、精算日は同年5月27日となっていることから、本件監査請求に係る措置請求書の提出は、本件契約及び本件補助金に係るいずれの財務会計上の行為の日からも、1年を経過した後になされたものであると認められる。

さらに、1年を経過して本件監査請求がなされたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否かを判断すると、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたと解される時点から「相当の期間」内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。（前掲昭和63年4月22日最高裁判所判決）

本件契約及び本件補助金について、本件監査請求において請求人が主張する内容は、平成26年11月25日から同年12月18日にかけて開会された平成26年第4回津市議会定例会における、同年12月4日の一般質問で質疑された経緯があり、同定例会は原則公開のもと開会されていたものであるとともに、市のホームページにおいても同定例会の様子はライブ中継が行われていることから、請求人は遅くとも当該質疑がなされた日には、本件監査請求をするに足る程度に、本件契約及び本件補助金の内容を知ることができたと解することができる。

したがって、この定例会での質疑の日を基準にした場合、本件監査請求があった日は、同日から7か月以上経過しており、監査請求書及びその事実を証する書面の作成に要する日数を考慮しても、「相当な期間」内に監査請求されたものと認めることはできず（同趣旨／平成14年9月12日最高裁判所判決）、よって、「正当な理由」があるとは認められない。

以上の理由から、本件監査請求は、法第242条第2項に定める期間を徒過してなされたものとして、不適法なものであると判断した。

以上